

第 37 号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
別表第 1（第 4 条関係） (1) 公営住宅 ア 国の補助に係る公営住宅 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営深江 北住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> イ [略]	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営深江 北住宅	[略]	[略]	[略]	別表第 1（第 4 条関係） (1) 公営住宅 ア 国の補助に係る公営住宅 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営深江 北住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市営深江 北第二住宅</td> <td>神戸市東灘区深江 北町 4 丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> イ [略]	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営深江 北住宅	[略]	神戸市営深江 北第二住宅	神戸市東灘区深江 北町 4 丁目	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営深江 北住宅	[略]																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営深江 北住宅	[略]																		
神戸市営深江 北第二住宅	神戸市東灘区深江 北町 4 丁目																		
[略]	[略]																		
(2) 改良住宅	(2) 改良住宅																		

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営兵庫 駅西住宅	[略]
神戸市営番町 住宅	[略]
[略]	[略]

(3)、(4) [略]

別表第2（第25条関係）

改良住宅（附帯施設に限る。）

建設着 工年度	構造	名称	家賃月 額
（東灘区）			
[略]	[略]	[略]	[略]
（灘区）			
[略]	[略]	[略]	[略]
（中央区）			
[略]	[略]	[略]	[略]
（兵庫区）			
[略]	[略]	[略]	[略]
昭和57 年度	[略]	[略]	[略]

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営兵庫 駅西住宅	[略]
神戸市営東下 住宅	神戸市北区山田町 中
神戸市営番町 住宅	[略]
神戸市営五位 ノ池住宅	神戸市長田区五位 ノ池町2丁目
[略]	[略]

(3)、(4) [略]

別表第2（第25条関係）

改良住宅（附帯施設に限る。）

建設着 工年度	構造	名称	家賃月 額
（東灘区）			
[略]	[略]	[略]	[略]
（灘区）			
[略]	[略]	[略]	[略]
（中央区）			
[略]	[略]	[略]	[略]
（兵庫区）			
[略]	[略]	[略]	[略]
昭和57 年度	[略]	[略]	[略]
（北区）			

				昭和48年 度	低層準耐 火	神戸市営 東下住宅	1,400円 700円
(長田区)				(長田区)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(垂水区)				(垂水区)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(西区)				(西区)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]				備考 [略]			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

市営住宅を廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため。